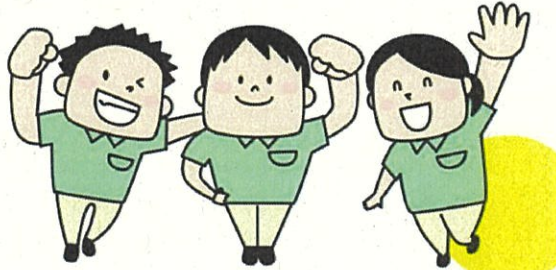


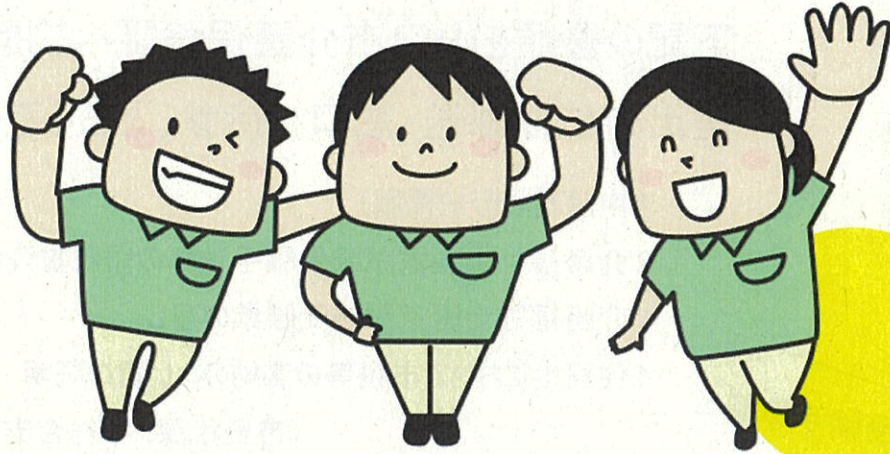
報道資料

令和3年8月23日

1 件 名	あなたのステップアップを応援！ 山口市介護福祉士資格取得促進補助金
2 日 時	—
3 場 所	—
4 内 容	<p>介護サービス事業所では、介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応するため、また、介護現場の人材不足への対応として高齢者をはじめ多様な人材の参入を促進する中において、現場でのリーダー的存在として介護福祉士の必要性が高まっています。</p> <p>こうした中、山口市では今年度から、介護従事者の確保・定着、質の高い介護サービス提供の確保を図ることを目的に、市内の介護サービス事業所等に勤務する介護職員の方を対象に、介護福祉士国家試験受験手数料の一部を助成する補助制度を創設しました。</p>  <p>この補助金を御活用いただき、より多くの介護職員の皆様の介護福祉士資格取得につながることを期待しています。</p> <p>補助対象者は、市内の介護サービス事業所等に勤務する介護職員であり勤務状況等の要件を満たせば、市外在住者も対象となります。</p> <p>補助額は一人あたり上限1万円、申請は、介護福祉士国家試験受験手数料納付後になります。</p>
5 出席者	—
6 問い合わせ	山口市健康福祉部介護保険課管理担当 来栖 佳明 TEL 083-934-2805

あなたのステップアップを応援！

山口市介護福祉士資格取得促進補助金



補助対象者

山口市内の介護サービス事業所等※に、
交付申請時に**3か月以上継続して就労**しており、
かつ、**受験日以降も継続して雇用される見込み**のある
介護福祉士国家試験受験者

※介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、
介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービス(ただし、「訪問看護」、
「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、
「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、
「介護予防福祉用具貸与」及び「介護予防特定福祉用具販売」を除く。)を行う事業所又は
山口市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所。

補助対象経費
補助金額

対象:介護福祉士国家試験受験手数料
一件あたり**上限1万円**

(但し、勤務先法人等から助成を受けている場合は受験料からその額を除いた額を上限)

お問い合わせ

山口市健康福祉部介護保険課管理担当

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL : 083-934-2805 E-mail:kaigo@city.yamaguchi.lg.jp

CHECK!

手続きの流れは裏面をCHECK →

手続きの流れ



STEP

01

下記の書類を山口市介護保険課へご提出ください。
提出方法は郵送・窓口へ持参、どちらでもOKです。

- 1.申請書(市HP掲載)
- 2.介護福祉士国家試験受験手数料の領収書等の写し
- 3.介護福祉士国家試験受験票の写し
- 4.住居地において市税等の滞納のない旨の証明
(市民税課、各総合支所等で発行)
※勤務先法人、他の公的な機関等から助成金を受けている、
又は受ける予定の場合はそれを証するものの写し
(受領証、申請書等の写し)

申請は受験手数料を
納入してからです！



提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市介護保険課管理担当

STEP

02

申請書を審査し、
市が補助金の交付を決定します。



STEP

03

請求書(市HP掲載)を山口市介護保険課へ
ご提出ください。
請求書の提出後、補助金の交付をします。



山口市 介護福祉士 補助金



こちらからアクセス